

# あなたのお家は大丈夫！？ ～住宅の耐震化を助成します～

産業建設課  
お知らせ



お問い合わせは、下記まで。  
産業振興班(☎63・3806)  
建設班(☎63・3804)

## ■ 耐震診断

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅および昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下のものが対象となります。

上記の対象となった場合、耐震診断の費用が、木造は無料、非木造は2/3補助となります。

### 〔木造住宅の耐震診断の流れ〕

産業建設課建設班までお申し込みいただきます

耐震診断士がご自宅に伺い、住宅の耐震診断を行います

後日、診断結果をご自宅に持参し、診断士が説明します



◎《申込期日》平成31年2月28日(木)

## ■ 耐震改修サポート事業

耐震診断により耐震性が不足すると判断された木造住宅について、耐震改修の専門家「耐震マネージャー」を無料で派遣します。

改修の工事内容や費用についての相談や、改修計画の提案を行います。

耐震マネージャーは、耐震診断により耐震性が不足すると判断された住宅の方なら、どなたでも相談することができます。

希望される方は、(一社)和歌山県建築士会(☎073・423・2562)までお申し込みください。

## ■ 耐震補強設計

耐震改修を実施される方につきましては、耐震補強設計についても補助の対象となります。

対象となるのは耐震改修の場合と同様に、木造住宅で総合評点1.0未満、非木造住宅でI S値0.6未満、q値1.0未満となっています。

耐震改修を希望される方は、産業建設課 建設班までお申し込みください。



◎《申込期日》平成30年12月28日(金)

## ■ 耐震改修

### 《木造住宅》

耐震診断を実施された方で、総合評点が1.0未満の住宅について補助の対象となります。

改修については、一般型補強(総合評点を1.0以上に補強)と避難重視型補強(総合評点を0.7以上に補強)の2種類がありますので、詳しくはご相談ください。

### 《非木造住宅》

耐震診断を実施された方で、I S値が0.6未満または、q値が1.0未満の住宅について補助の対象になります。

改修については、木造住宅とは異なり一般型補強(I S値を0.6以上かつq値1.0以上に補強)のみとなっています。



## 住宅耐震改修工事に定額補助を導入!

～「補強設計と耐震改修の総合的実施事業」の追加～

平成30年度から、住宅の耐震化をより一層促進するため、設計だけでなく一連で改修工事まで完了させるものを対象とする「補強設計と耐震改修の総合的実施事業」を追加しました。

これまでは設計と工事にそれぞれ定率補助を行う制度でしたが、一部を定額補助とすることで、自己負担の更なる軽減を図り、耐震化の実施を後押しします。

なお、これまでの設計と工事を別々に補助する制度も引き続き選択することができます。

### 新しい補助制度「補強設計と耐震改修の総合的実施事業」の概要

- ・設計のみ実施するのではなく、一連で改修工事まで完了させるものが対象です。
- ・これまでの定率補助から、県と市町村が補助する部分は定額補助に変わります。

〔補助対象〕 補強設計費と改修工事費

〔適用時期〕 平成30年4月から

#### 新しい補助制度

50万円(工事費の40%が上限)

+

定額66万6千円

合計116万6千円を補助

《申込期日》

平成30年9月28日(金)

#### 現行の補助制度(存置)

○耐震設計

〔補助率〕 設計費の2/3

〔上限額〕 13万2千円

○改修工事

〔補助率と上限額〕

工事費の2/3、上限60万円

+

工事費の11.5%、上限41万1千円

### 新しい補助制度の特徴

#### 1.これまでよりも補助金アップ

これまでの設計補助、改修工事補助を活用する場合と比べて、新しい制度を活用することで補助金額が増えます。

#### 2.自己負担なしで改修工事まで行うことも可能

設計費、工事費を低額に抑えるほど、現行制度に比べて補助金額が増えます。

例えば、設計費と工事費の合計が100万円以下の場合は、自己負担が0となるケースがあります。